

「青森県新しい生活様式対応推進応援金」に関するお知らせ

県では、「新しい生活様式」の実践による感染拡大の防止と事業の維持発展に向けた県内事業者の取組を支援するため、「青森県新しい生活様式対応推進応援金」を支給します。



応援金の額

10万円

- ※ 県内に複数の事業所がある場合でも、1事業者あたり10万円となります。
- ※ 本県が県外にあっても、県内に事業所がある場合は対象となります。



対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主であって、感染拡大の防止と事業の維持発展に向けて「新しい生活様式」を実践している者であること。

- ※ 国の持続化給付金や県の休業要請に伴う協力金等の給付を受けた事業者も対象となります。
 - ※ 大企業など応援金の支給対象外となる事業者があります。
- 詳しくは、給付事業実施要領P1～2をご確認ください。

支給要件

- ① 令和2年4月30日以前に開業し、営業により得た事業収入^{※1}に伴う税の申告をしており^{※2}、今後も事業を継続する意思があること。

〔※1 事業収入は、商品・製品の販売やサービスの提供などの「営業活動」によって得た収入（原価を含む）とします。〕

〔※2 開業間もない方はこの限りではありません。〕

- ② 令和2年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、月間事業収入が前年同月比で20%以上減少した月（対象月^{※3}）があること。

〔※3 開業間もないため対象月に対応する前年の月がない場合などの計算方法については、給付事業実施要領P6をご確認ください。〕

- ③ 「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」や業種毎のガイドライン^{※4}等を踏まえ、適切な感染防止対策に取り組んでいること。

〔※4 業種毎に感染拡大予防を行うために策定されたガイドライン(参考 <https://corona.go.jp/>)〕

- ④ ③の取組に従業員や顧客に対して周知していること。

応援金についての問合せ先

青森県新しい生活様式対応推進応援金 電話相談窓口

【電話：0120-945-769（通話料無料）】

平日 9:00～17:00（8/2 までは土日祝日も受付）

（裏面あり）

受付期間

令和2年7月27日（月）～9月30日（水）（当日消印有効）

申請書の入手方法

- ① 県庁のホームページからダウンロードしてください。
（インターネットで「青森県 応援金」を検索）
 - ② ホームページから印刷することができない場合は、県庁正面玄関受付、県の合同庁舎、各商工会議所※及び各商工会※にも配置していますので、ご利用ください。※平日のみ
- 〔 応援金は、休業要請に伴う協力金の申請とは異なり、商工会議所及び商工会が申請書の提出先ではありませんので、ご注意願います。 〕

提出書類

※詳しくは、給付事業実施要領をご確認ください。

- (1) 青森県新しい生活様式対応推進応援金申請書
- (2) 営業収入に伴う税の申告をしていることが確認できる書類(注1)
＜ 法 人 ＞対象月の属する事業年度の直前の事業年度の法人税の確定申告書別表一の控え（税務署の収受日付印があるもの）の【写】など
＜ 個人事業主 ＞2019年分の所得税の確定申告書第一表の控え（税務署の収受日付印があるもの）の【写】など
- (3) 事業収入が確認できる書類(注1)(注2)
＜ 法 人 ＞①2020年分の対象月の事業収入（売上台帳の【写】など）
②前年同月の事業収入（対象月の属する事業年度の直前の事業年度の法人事業概況説明書（両面）の控えの【写】など）
＜ 個人事業主 ＞①2020年分の対象月の事業収入（売上台帳の【写】など）
②前年同月の事業収入（2019年分の所得税青色申告決算書(P1～2)の【写】など）
- (4) 適切な感染防止対策に取り組んでいることが確認できる書類
・感染防止対策チェックリスト（申請書内）
・実施状況の写真＜基本的な取組及び独自の取組 それぞれ1点＞
- (5) 感染防止対策の取組を周知していることが確認できる書類
取組を記載し、事業所内（事務所・店舗等）に掲示した「あおもりオベーション※」や「あおもり観光新型コロナウイルス対策推進宣言施設」のポスターなどと、従事者（代表者でも可）1名以上を撮影した写真＜1点＞
※県が新型コロナウイルス感染症の克服に向けた気運醸成を図るため取り組んでいるプロジェクト
- (6) 誓約書
- (7) 振込口座が確認できる書類（通帳のカナ名義・振込先口座記載部分の【写】）
- (8) 本人確認書類＜個人事業主のみ＞（住所・氏名・顔写真が確認できる書類の【写】）
（例）運転免許証（両面）、運転経歴証明書、個人番号カードなど

(注1) 国の持続化給付金の給付決定通知の【写】で代用可

(注2) セーフティネット保証4号等の認定証の【写】で代用可

申請方法

※記載内容や添付書類に不備があった場合は受付できない場合があります。

○上記の提出書類を、下記申請先に郵送にて提出してください。

申請先

〒030-8570 青森県庁 新しい生活様式対応推進応援金支給事務局
（〒030-8570「青森県庁 応援金事務局」でも可）